

供託書  
(雑)



字加入	字削除	頁 /
法令条項	民法第494条	平成21年度金第 458号
供託の原因たる事実	<p>被供託者より供託者に対して下記のとおり、7月定例会用務のため発生した9日間の費用弁償として下記金額が口座に振り込まれた。しかし、供託者としては不当利得であり、受け取るべきでなからぬので被供託者に対して9月9日に提供しらの受領を拒否されたので、供託し致す。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>平成21年8月17日 7月定例会(9日間) 45,000円 (7月8,9,10,12,14,15,16,17日)</p>	
1. 供託により消滅すべき質権又は抵当権		
2. 反対給付の内容		
備考		

申請年月日	平成 21 年 9 月 9 日																		
供託所の表示	高知地方法務局																		
供託者の住所氏名	<p>780-0806 高知市知寄町2丁目4-10-404</p> <p>坂本 茂雄</p>																		
被供託者の住所氏名	<p>780-8570 高知市丸の内1丁目2番20号</p> <p>高知県</p>																		
供託金額	<table border="1"> <tr> <td>百十</td> <td>億千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>45</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> </table>	百十	億千	百	十	万	千	百	十	円					45	0	0	0	
百十	億千	百	十	万	千	百	十	円											
				45	0	0	0												

上記供託を受理する。  
供託金の受領を証する。

平成 21 年 9 月 9 日

高知地方法務局

供託官 坂 東 正

